

船舶事故等調査報告書

平成21年2月26日
運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2008仙第43号	
事故等名	引船第十八英祥丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年10月27日09時55分ごろ	
発生場所	岩手県久慈湾 (北緯40° 12.0'、東経141° 49.6' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成20年12月5日仙台・地方事故調査官が海難報告書を精査、同年12月9日船舶所有者への電話聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
認定した事実 船種・船名・総トン数 船舶番号 船舶所有者等	引船 第十八英祥丸 153トン 130843 昭英海運株式会社	
乗組員等に関する情報	機関長 四級海技士(機関)	
負傷者	なし	
損傷	主機クランク軸軸受部の焼損	
事故等の経過	本船は、作業台船を曳航して、岩手県久慈港岸壁を発し、同港石油備蓄海上基地に向かった。同基地に到着して台船を切り離し、待機のため主機を前進微速にかけて航行中、平成20年10月27日09時55分ごろ、回転数がハンチングしたのち主機が停止した。投錨して点検したところ、ターニング不能であったので、自力航行不能と判断し、久慈港に曳航された。 業者による調査の結果、主機クランク軸軸受部の焼損が判明した。 当時、天候は曇で、風力2の西風が吹き、潮候は上げ潮の初期であった。	
事実を認定した理由	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 主機潤滑油系統の2次こし器が詰まり、潤滑油圧力が異常低下したものと考えられる。 潤滑油2次こし器の掃除が十分に行われていなかったものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機潤滑油の2次こし器が詰まり、潤滑油圧力が低下し、クランク軸軸受部の潤滑が阻害されたため、同軸受部が故障したことによって発生したものと考えられる。 主機潤滑油系統の2次こし器が詰まったのは、同こし器の掃除が十分に行われていなかったことによるものと考えられる。	
その他の事項	なし	